

## 令和3年度高知県ふるさと起業家支援事業実施要領

### 第1 目的

この要領は、令和3年度高知県ふるさと起業家支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、高知県ふるさと起業家支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

1 要綱第2条第1号の「会社等の法人」とは、次に掲げる法人組織をいう。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する株式会社、合同会社、合名会社、合資会社

(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）第3条に規定する事業協同組合及び企業組合

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する協業組合

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人

(5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人

2 要綱第2条第2号の「クラウドファンディング」は、次の方式によるものをいう。

達成時実行型（All or Nothing 型）

クラウドファンディングにより調達した資金の取扱いにおいて、寄付募集時に設定した目標金額を達成した場合のみ調達した資金を受け取る手法をいう。

### 第3 補助事業者

要綱第4条で規定する「補助事業者」は、事業計画認定申請後に起業するものを含む。この場合、補助金の交付決定を受けた年度の3月末日までに、所得税法第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」による税務署への届出又は法務局への法人登記により、起業するものとする。

### 第4 事業実施計画の認定

要綱第6条第1項に定める「知事が別に定める手続」は、次のとおりとする。

1 補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする者は、別記第1号様式による事業実施計画認定申請書及び事業実施計画に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、高知県ふるさと起業家支援事業審査会（以下、「審査会」という。）の意見を踏まえ、事業実施計画の認定の決定を行った場合は、別記第2号様式による事業実施計画認定通知書により当該申請者に通知するものとする。また、不認定の決定を行った場合は、その理由を付して別記第3号様式による事業実施計画不認定通知書により当該申請者に通知するものとする。

### 第5 クラウドファンディング型ふるさと納税の実施

要綱第7条第1項に定める「知事が別に定める手続」は、次のとおりとする。

1 県は、前項第2号の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）と、申請の際に申請書に記載した、クラウドファンディング型ふるさと納税による資金調達に係る次の各号に掲げる内容について協議を行い、その内容を確定するものとする。

(1) 利用を希望するクラウドファンディングサイト及び当該クラウドファンディングサイトを運営する事業者（以下「サイト運営事業者」という。）

- (2) 寄付募集期間
  - (3) 寄付目標金額
  - (4) 寄付者が寄付後も認定事業者に継続して関心を持つための工夫（リターンの内容）
- 2 知事は、前項の内容に基づき、認定事業者が希望するサイト運営事業者との協議及び必要な手続きを経た後、当該運営事業者と業務委託契約を締結し、クラウドファンディング型ふるさと納税として寄付を募集する。
  - 3 知事は、寄付募集期間満了までに寄付目標金額を達成する見込みの場合、認定事業者と協議を行い、新たな目標金額を設定するかどうかについて決定する。新たな目標金額を設定する場合、その目標金額を踏まえた内容へ第4の2で認定を受けた事業実施計画を変更するとともに、計画について審査会の確認を受けるものとする。
  - 4 知事は、当該クラウドファンディング型ふるさと納税の当初の目標額を達成した場合、寄付募集期間内に集まった寄付金の合計金額から、運営事業者に支払う手数料等を差し引いた金額を確定し、別記第4号様式による寄付額確定通知書により認定事業者に通知するものとする。また、寄付募集期間末日までに目標額を達成できなかった場合、別記第5号様式による目標額未達成通知書により認定事業者に通知するものとする。

## 第6 補助金の交付の申請

要綱第8条第1項に定める「知事が別に定める書類」は、次のとおりとする。

- 1 第4の1に掲げる事業実施計画及び第4の2に掲げる事業実施計画認定通知書の写し
- 2 第5の3に掲げる寄付額確定通知書の写し

## 第7 補助事業の軽微な変更

要綱第11条第1項の「補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更」は、次のとおりとする。

- 1 より効率的な事業執行に資するものと認められる場合
- 2 事業計画の内容を損なわない細部の変更の場合

## 第8 実績報告

要綱第12条第1項に定める「知事が別に定める書類」は、次のとおりとする。

- 1 施設整備に伴う償却資産の取得を証する書類
  - ・建物、建物付属設備及び構築物に係る図面、施設の写真、配置図、設備概要書及び位置図
  - ・施設の設計、工事管理、建築工事、修繕、購入及び賃借に係る契約書並びに請求書及び支出関係証拠書類
- 2 機械装置（償却資産）の取得及び賃借を証する書類
  - ・機械装置の写真、仕様及び内容が分かるもの
  - ・機械装置に係る契約書、請求書及び支出関係証拠書類並びに償却資産台帳等
- 3 備品（償却資産）の取得及び賃借を証する書類
  - ・備品の写真、仕様及び内容が分かるもの
  - ・備品に係る契約書、請求書及び支出関係証拠書類並びに償却資産台帳等
- 4 雇用を証する書類
  - ・事業所別被保険者台帳の写し

- ・事業所における貸金台帳の写し
  - ・社員であることを確認することができる書類又は申立書
- 5 その他事業内容を証する書類
- ・補助事業内容を確認するために必要とする書類（必要なときのみ）

## 第9 委任

この要領に定めるもののほか、高知県ふるさと起業家支援事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附則

この要領は、令和3年4月15日から施行する。